

(第1条関係)寒川町教育委員会会議規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第3条 定例会は、毎月20日に開催する。 ただし、 <u>委員長</u> において、当日開催することが不適當であると認めるときは、これを変更することができる。	第3条 定例会は、毎月20日に開催する。 ただし、 <u>教育長</u> において、当日開催することが不適當であると認めるときは、これを変更することができる。
第4条 会議は、 <u>委員長</u> が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべく事件を示して請求があつたときに招集する。ただし、臨時会の場合は、その事件に限りこれを招集する。	第4条 会議は、 <u>教育長</u> が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべく事件を示して請求があつたときに招集する。ただし、臨時会の場合は、その事件に限りこれを招集する。
第5条 (略)	第5条 (略)
2 会議の招集を行つた場合には、 <u>委員長</u> は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。	2 会議の招集を行つた場合には、 <u>教育長</u> は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
～略～	～略～
第7条 (略)	第7条 (略)
2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに、 <u>委員長</u> に届け出なければならない。	2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに、 <u>教育長</u> に届け出なければならない。
第8条 開会及び閉会は、 <u>委員長</u> が行う。	第8条 開会及び閉会は、 <u>教育長</u> が行う。
～略～	～略～
第10条 (略)	第10条 (略)
2 動議が提出されたときは、 <u>委員長</u> は、会議に諮つてこれを議題としなければならない。	2 動議が提出されたときは、 <u>教育長</u> は、会議に諮つてこれを議題としなければならない。
第11条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、 <u>委員長</u> の許可をえて発言しなければならない。	第11条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、 <u>教育長</u> の許可をえて発言しなければならない。
～略～	～略～
第13条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとするものは、 <u>委員長</u> の許可する時間内において事情を述べることができる。	第13条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとするものは、 <u>教育長</u> の許可する時間内において事情を述べることができる。
第14条 <u>委員長</u> において論旨がつきたと	第14条 <u>教育長</u> において論旨がつきたと

認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。

第15条 委員長は、順次各委員の賛否の意見を求め採決する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

3・4 (略)

～略～

第18条 この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って決める。

～略～

第20条 会議録は、委員長が事務局職員中より教育長の推せんする者を指名してこれを作成させる。

2 会議録には、委員長の指名した2名の委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

第21条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) その他委員長又は会議において必要と認めた事項

第22条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、委員長は会議に諮って決定する。

第23条 この章に定めるもののほか、会議録について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。

第15条 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求め採決する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

3・4 (略)

～略～

第18条 この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮って決める。

～略～

第20条 会議録は、教育長が事務局職員中より \_\_\_\_\_ 指名してこれを作成させる。

2 会議録には、教育長の指名した2名の委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

第21条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

第22条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長は会議に諮って決定する。

第23条 この章に定めるもののほか、会議録について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

(第2条関係) 寒川町教育委員会傍聴人規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号のほか、<u>委員長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 帽子をかぶること。ただし、病気その他の理由により<u>委員長</u>の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4条 傍聴人は、<u>委員長</u>が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>第5条 秘密会を開くとき、又は<u>委員長</u>が必要と認めたときは、すべて傍聴人を退場させることができる。</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p>	<p>～略～</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号のほか、<u>教育長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 帽子をかぶること。ただし、病気その他の理由により<u>教育長</u>の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4条 傍聴人は、<u>教育長</u>が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>第5条 秘密会を開くとき、又は<u>教育長</u>が必要と認めたときは、すべて傍聴人を退場させることができる。</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p>

(第3条関係) 寒川町教育委員会公告式規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公告式を定める。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、<u>委員長</u>が署名押印するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公告式を定める。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、<u>教育長</u>が署名押印するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

(第4条関係)寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第18条第2項の規定に基づき、教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務分掌その他必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(関連事務の処理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指導主事は、法第19条第3項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(教育長職務代理)</p> <p>第8条 法第20条第2項の規定による教育長職務代理者は、教育次長とする。</p> <p>(町規則の準用)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第2項の規定に基づき、教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務分掌その他必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(関連事務の処理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指導主事は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(削る)</p> <p>(町規則の準用)</p> <p>第8条 (略)</p>

(第5条関係)寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育長に委任する事務等)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 法第27条第1項の規定による点検及び評価に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～ (加える)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育長に委任する事務等)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 法第26条第1項の規定による点検及び評価に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～ (委任された事務等の報告)</p> <p>第4条 教育長は、法第25条第3項の規定に基づき、委任された事務又は臨時に代理した事務のうち、学校教育に関する管理及び執行の状況を直近の教育委員会の会議において報告しなければならない。</p>

改正附則

	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は平成27年4月1日から施行する</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合においては、この規則による</p>
--	---

改正後の寒川町教育委員会会議規則、寒川町教育委員会傍聴人規則、寒川町教育委員会公告式規則、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則及び寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(第2条第1項第15号の改正規定を除く。)の規定は適用せず、この規則による改正前の寒川町教育委員会会議規則、寒川町教育委員会傍聴人規則、寒川町教育委員会公告式規則、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則及び寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(第2条第1項第15号の改正規定を除く。)は、なおその効力を有する。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合には、第6条の規定にかかわらず、寒川町教育委員会委員長及びその職務代理者の選任規則は、なおその効力を有する。